

「法律家としての私」

越川純吉

ただいま松本部長から、過分のおほめの言葉をいただきました。とうていおほめに値する人物ではありません。しかし、おほめの言葉に感謝いたします。今日は二〇日で、二〇日正月、しかも大安です。外を歩いていますと、白い梅、赤い梅がきれいに咲いていて、目を楽しませてくれます。梅というのは日本だけでございまして、英語でもドイツ語でもフランス語でも、訳しようがないので、ローマ字の *Ume* という言葉に使われておるんです。その梅を鑑賞出来るのは日本に育ったあたりがたさを感じるのでございます。私先程紹介がありましたように学生時代は京城大学でございました。その時に憲法行政法に清宮先生という方がおられ、行政法にはもう一人、鵜飼先生がおられました。清宮先生が私達に言われたことは、一年に一つ少なくとも論文を書けと言われたので、御紹介の論文について、それを単に守っただけでありまして、一つの論文というのは、一つ良い論文を書けといわれたんだと思いますが、とうてい良い論文は書けなかったんですが、ひとつとという点だけは守れたと思います。それから行政法の鵜飼先生は非常に若かった先生で、始め教授の第一回の講義の教室で、何が始まるかと思つて興味をもって出席した私達は、背のストラップとしたハンサムボーイを見つめておると、すらすらと、黒板に英語を書かれました。もちろん行政法の講義だから、行政法のことか書いてあるのかと思つたら、イギリスの詩でありました。講義はイギリスの詩から始めなきゃいけな

いんだということを習ってびっくりした訳です。それ以来、英米の詩にも少しづつ関心をもつようになったのは鵜飼先生の賜物だと思って感謝しております。

講義の題を「法律家としての私」としました。現在、法律家を生命の糧（かて）、パンの糧にすることと思っております。大学で法学部を選んだのは、当時学生で、詩とか小説とか哲学とかそういう事に特別な興味のない者は、法学部を選んだ。どこにも行くことのない学生が法学部を選んだという状況でした。私は少し違ひまして、中学時代、暇な時にリンカーンのいろんなものを読んでおり、リンカーンが非常に好きでした。どうして好きだったかと申しますと、奴隷開放を戦いとしたということに若い血を燃やしたのと、もうひとつは大統領は弁護士として、非常に有能に活躍したということを知ったからです。それで大学に行くならば、リンカーンみたいに不平等を正そうという戦いに入りたいと、そういうような気持ちがありました。選んだ結果先程言いましたように、先生に恵まれたとっていいでしょう。私は民事訴訟法をここ中京大学で教えておりますけれども、当時高等法院といひまして、内地でいえば最高裁判所にあたるんですが、喜頭という裁判官が強制執行法を教えてくれました。この講義には非常に感激いたしました。その強制執行法を全部講義されたんじゃないくて、今でいえば、民事訴訟法第二部の一部とっていいと思います。第三者異議の訴え、第三者が押えられたものを自分の物で押さえていけないという訴え、それから請求異議の訴え、請求したけれど、後で判決に決まった債権が弁済して消滅したとかいう事情があった場合に請求異議の訴えが起こせませす。その異議訴訟を、一年間ぶつとおして講義されました。他のことは何も習らなかつたんですが、主としてドイツの学説で、何時その異議の訴えの講義が終るかわからんと思つたんですが、その学識の深さに本当に圧倒されました。それで私はドイツの法律というのに觸れ、又ドイツの法律学者というのは非常にすばらしい人がいるんだと始めて分りました。リンカーンも崇拜して法学部に入った私は、大学ではそういう関係で

ドイツ法を主として研究するはめになりました。

私は、学生を終わって裁判官になるために裁判所に入りました。司法修習生と今はいますが、当時は司法官試補といって、事務修習する官吏の一つであります。どういふところが違ふかというところ、検事事務をすることが出来ません。もちろん重大な事件をやるわけないんです。当時、京城の検事局には、（今では検察庁ですが、昔は検察庁といわずに検事局といっておりました）福田検事正がおりまして、この人の教えにはびっくりしました。司法官試補はたくさんおるわけではないんですが、私の時には五名でした。検事正の部屋によばれて、記録を渡されます。もちろん刑事記録です。民事記録ではありません。そしてすぐそれを読んで判断を下すというやり方で、早く読む、記録を早く読む術を習らいました。研究者は論文を早く読んで、しかも間違ひなく会得しとかなければいけないわけです。その術を福田検事正から習いました。皆競争して読んで答えなければいけないわけです。事件の概要と起訴すべきか不起訴にすべきかというような判断を示さなければいけないのです。その他に福田検事正に感心したものは当時法学協会雑誌とか、法学論叢とか今ある雑誌をいいますけれども、とにかくその当時あらわれている法律関係の専門雑誌を全部読んでいるということが教えていただいている間にわかったんです。僕はある程度、司法試験にも通ったという威張っているような気持ちが若い時だからあった訳です。それだから自分が読んだ雑誌を質問したら、ちゃんと知っておられるんです、知つとると言わなくても、その議論をしている進行過程で、ちゃんと読んでおられるということが分りました、非常に敬服しました。この方は厳格なクリスチャンで、キリスト教を信じておられて、家庭生活も非常に厳格でありました。そういう点でも、私にとって非常に参考になりました。「法律家としての私」という題ですが、私には法律家であるばかりでなく俳句もつくるので、俳句作家の一面もあるが、その他に夫の一面もあるわけで、夫として、どう歩くかということも福田先生に習った次第です。それから私なんかは時にはそういう個々の指

導、すなわち検事、裁判官の個別指導を受けいわゆる見習いを終ったんです。おわりまして、裁判官生活に入りました。

裁判官として、第一審、第二審の経験をもっております。第一審というのは、今の日本の現状では、地方裁判所、第二審というのは高等裁判所であるわけです。第一審が私にすばらしく感じられたのは、始めに事件を見る新鮮さがあること、自分で事件を整理していけること、記録を構成していく楽しみがあられることからです。もうひとつは、大きな部屋に裁判官が三部くらいおりまして、その一部に所属していたんですが、その裁判官が非常に豪傑であつたことです。荒巻といわれる名前のように豪傑でございまして、正月なんか訪ねますと、「オイ、上がれ」といって、夜を徹して酒をついでいただき、その間いろいろ裁判の具体的な方法というのではなくて、おのずと裁判が分るような指導を受けました。私は酒はいけなかつたんですが、その教育のおかげでいくらか飲めるようになりました。今でも少し飲めるのはそのおかげだと思つて感謝してあります。酒が全然飲めないと人生は楽しくないと今は思つておる次第です。そういう意味でその荒巻裁判長に感謝しております。第一審の裁判所では見るもの聞くものすべて新らしくて、時が知らん間にすぎたんです。第二審に入りまして、今一番印象に残っていますのは、名古屋高等裁判所における、国と浅間神社との争いの富士山の事件です。これは世界で一番大きい対象の訴訟だと思つています。富士山全体が国又は神社のどちらの権利にあるかという争いです。裁判所はどの範囲までというわけで、富士山頂全部を歩き回つた訳です。富士山麓で宿泊し、それから、五合目で宿泊し、朝早く山頂の噴火口も回りまわつて、上にある浅間神社の祠（ほこら）のところから全部きれいに見て歩いたです。丁度「家屋明渡して土地を引き渡せ」という訴訟で、地図を見ながら、境界とかを見て、その大きさをはかると同じことを富士山頂でやった訳です。私は始めて富士山に登つたので気候なんか急に変わるなんてことを知らなかつたんです。晴れた空が一変に曇つて、雨がサーッとおそつて

くるんです。雨にあわんため、雲を見て逃げて回るといふような経験をいたしました。私は始めて登って始めてそういう経験をしたので、なんともいえない高い山の自然の神秘に打たれました。私は足がつかれた程度で、他の人は高山病というんでしょうか？ 顔が少しむくんだ方もいらっしやいます。頂きをグルグル回ってそして、調書をとって帰るんですから、それが世界一大きな事件であったと思います。

裁判所は昭和四二年七月一八日その富士山の事件の判決を言渡したんですが、そのあくる日、丁度名古屋の県立大学の英語の先生が、僕に話したいから丸栄のホテルのロビーにきてくれといふので、行きました。ことわることもないと思ひまして、しかし何の用かわからないけれどもと行くと、スミス (Smith) さんがおりまして、ただ雑談をしただけなんです。それで話は富士山の事件が、あったがあれは、どう思うかと……丁度前の日に判決した事件ですから、十分に話したんです。勿論スミスさんが日本語を知らないので全部英語で話したんです。なんでこんなことを僕に聞かかなと思ひて帰ったんです。丁度ワシントン大学で、ヘンダーソン (Henderson) 教授が、私を招聘する話がありました、その交渉がきております時です。私が招きに応じ、ワシントン大学に着いて、始めてわかったんですが、私が英語で講義できるかゼミをもてるかどうかという英語のテストだったんです。それで運のいいことに私の担任した富士山の事件を聞かれたから、答えられた。そうでなかったら落第していたかも知れないと思うわけです。だけれど、向うのワシントン大学の研究室で、この話を聞いた時には何ともいえないイヤな気がいたしました。それ以来私は試験というものがきらいになりました。大学はバカンス (vacance) だと思ひのが、今の新人類の立場の発想ですが、私はまさにその立場にありまして、ゆっしり遊んだらいいんじゃないかと……試験なんかクヨクヨ考へんでもいい。特に外国訪問なんか心配にはおよびません。僕自身が試験大きらいなんです、やむをえざる悪事として行っている訳で、試験もしかたがないんでしょうか。バカンスだと思ひて自由に好きに先生の講義を聞いたらいいんじゃないか

と思います。私は哲学の講義を聞きにいった、非常にプラスになった記憶があります。

名古屋地方裁判所の裁判官室というのは今のはいくらかいいんですが暗かった。その地方裁判所の前の建物、今の名古屋家庭裁判所の前にあるのが、前の高等・地方裁判所です。会議室なんてのは暗いです。そこで、記録をみたり、議論していたわけです。或る日、突然所長が入ってきまして、ちょっと座ってもいいかと言ひ、そこにある椅子に座ったのです。もう一〇年以上たちますから、一〇年ひと昔というから、人事の秘密を話しても時効にかかっているでしょう。民法の先生は許してくれると思います。外山所長さんは入ってこられまして、「実は君中京大学にいつてくれるか。法学部にいつてくれるか。そこで民事訴訟法を講義してくれ。それに、国際私法もやってくれたらありがたいだが」と、こういう話が僕になされたわけです。一〇月二四日生まれですから、一〇月二三日に定年退職するんですが、七月頃に梅雨の時ですから特に部屋がくらかったんですが、そういう話がありました。私は非常にびっくりするところにも、感激いたしました。それが一度も中京大学とは接触がありません。こちらが入ろうと思っていなかったところです。南山大学とか愛知大学とか愛知学院とか名城大学とかには講師にいつておりました。中京大学はいったことないので知らなかったのです。なんら関係なかった。それで裁判所の同僚が僕が裁判官やめたら南山大学か愛知学院か愛大の講師になるだろうと皆そう思ったら幸いです。中京大学に入ったので、びっくりしております。しかし所長がわざわざ来て、懇請するので、それに感激してその時オーケー（OK）したんです。中京大学に入るようになった訳です。名城大学にちょっといきましたけれども、名城大学の先生との友人関係でやむなく講義を持ったわけで、中京大学に行くことは裁判官の最後の年に所長との間の話に従いました。大学教授になって一〇年です。大学の教授というのは非常に難かしくて、講義と研究をしなければならぬ訳です。私が果たしてうまく両方を出来たかどうかかわりませんが、研究の方は清宮先生の教えにしたがって、毎年一つは論文を書くように心掛けてきました。講義

の方はたまに思い出して黒板にかくこともありますがけれども、鵜飼先生みたいに巧妙な解説はできないでいるわけです。そういう訳で、これを終って、今度は弁護士に専心するわけです。この教授の一〇年間は勿論大学教授として研究とそれから教えることに専念しました。

今後は弁護士として、実際当事者の役にたちたい。裁判官は裁判席に坐って裁判を行なう、弁護士は下の席にたつて弁護をすると、同じかという、随分違んです。裁判官は、非常に苦しい仕事で、じっと聞いていなければならぬ。中には、発言してうさを発散する人もいますが、まず聞き役であります。朝九時半か一〇時から始まって、午後五時まで弁護士さんの法律論ですからおもしろくないんです。それをだまって聞いておくつらさというものは格別です。それで、裁判官の心がけとしては、裁判官は八の字を（目に皺をよせるようにですね）八の字をかいてはいけないといわれております。嫌なことに八の字をかく顔をしかめるのは、当然でありますけれども、最高裁の長官がそういうことはいけないとしゃっ中言っておられます。それを守るのに苦労いたしました。岐阜の高山の裁判所は、裁判席から向った所に緑が見えるので、それを見とれば、まあ過ごせるんです。ところが今の名古屋裁判所にはなんにも見るところがない。…この教室はまだ明るいからいいですけども、四方八方ふさがっているんです。ああいう構造では裁判官の苦悩は倍ましになるんじゃないかと思っております。そして裁判官というのは記録を読んで、そして、どちらを民事の場合には勝たすかということ、家に帰ってもこのことが頭にいっぱいありまして、晩飯もうまくない。法廷では八の字をすることが出来ないで、家庭で八の字をして記録を読んでいると女房や子供に嫌われるわけです。それで日曜とか土曜とかの留守番は夫である私がやって、妻や子供は買物にいくという始末でして、したがって法学部において、司法試験に通って、パスして裁判官になることは私の経験から言えば、決してすず（勧め）めません。そういう意味で中京大学の法学部はすばらしい法学部だと思います。「司法試験なんかくそくらえ」という

のが、私の立場でありまして、テニスをやったり、ソフトをやったりして楽しむのが本当の大学の生活だと思えます。英語のリトル (Little) とアッリトル (a little) との区別を知らなくて卒業してもベター (better) だと思っております。そんなことはいつでも覚えられるんです。大学でテニスをやった記憶、ソフトをやった記憶というものは永久に残るのであります。バカンス大いに楽しめと言いたい。僕は旧人類でなくて新人類でしょうか？ よく判断出来ないであります。何故それなら弁護士となったか。判事を定年でやめて無職で居ますと、家内を連れて旅行にいつても無職と書かなければならないでしょう。そしたら宿屋でお金を払らってくれるかなと心配される。それだから弁護士士ということにしておけば、いいという意味で登録しました。

義 僕は国際会議に年一回いつてるんですが、いつも家内を連れていっております。非常に便利だからです。空港に手続きするときも片一方に荷の番をして貰えばいい。それからもう一ついいことがあります。僕が学会で発表しますと、家内は僕の報告だけは聞くことにさしとくんです。そうすると他の人は向うの人はお世辞がうまいからベリーグッド (very good) とかいつて、うまいうまいといつてほめてくれる。家内は本当のことをいつて、あんななんか駄目だったと教えてくれるわけです。だから僕も報告する時は、家内はそこにいるんです。後は遊びに観光にいつて、いつていいのです。だから他の国のどこでもくわしくいつているのは家内です。僕は会議上つまらん議論しとる。会議を終つて、ウイスキーを向うの人と飲むくらいが楽しみで、ウイスキーが飲むようになったのもその時のせいです。だから会議にいつて酒を少しも飲めない人はどうかと思ひます。酒が飲めると、外国の言葉もスラスラ出るわけです。酔へば、文法のことを考えないでしょう。僕は外書購読で主語とか述語とかいひますけれども、酔っぱらつて主語とか述語なんて、考えないです。それでパッパッと話すから、向でもパッパッとやります。これ人生の楽しみだと思ひんです。「先生毎年会議にいつて、えらいでしょう」といつていたわれることがある。が、いや、僕は家内を連れていつ

て非常に楽しいのです。内容をいわんでそういうんです。犬養健一も、総理大臣大養の親戚ですけれども、酒を飲むと英語はペラペラしゃべれると、言って居る。私はその点では健一さんの二代目であるわけです。

この頃は、いろいろ悪い法律が出来てこまります。老人保健法が、そうです。それから最近計画している税制の体制で、売上げ税というのが出てくる。売上げ税といったら売上げたから税金を収めるとして、物を売る人が収めてるようには見えません。実際は買った人が収める。だから買った人の買い上げ税とすべきです。買う方が収めるんですから、買上税でなければいけない。それを売り上げ税とかいってごまかしている。こういう言葉のごまかしは、日本人はまさに天下一品です。：私は最近アメリカにいかないんですが、以前向うへ行って物を買おうと、税金がかかります。州の税金と連邦の税金とちゃんと、二つ書いてある。外国人がアメリカの売上税に協力する必要があると思うものだから、品物を買わなくなりました。ですから僕はヨーロッパではわりあい、土産を買うけれどもアメリカだったら買う気がしないです。イエスキリストの昔から、税金はきらわれている。したがって僕にもきらわれている。こういうことが言えるんじゃないかと思えます。僕は、クリスチャンではありませんけれども、クリスチャンでなくて、法律家なんです。悪法がたくさん出ているので、それを出来ないようにするにはどうしたらいいか？ そうしたらすぐ、正しい答えが出てくる。代議士になりなさいとこういうんです。ところが、僕は政治がきらいです。だから代議士にはなりません。代議士にならないでは僕に残された道は何かというと、拙い文でこれは悪法だということを宣伝することとっています。まず、第一に社会科学研究所というのが中京大学にあります。社研に悪法のひとつとして、すでに老人保健法を、攻撃している。あの法律は内容が、駄目なばかりではなく、目的とか基本理念とかなんとか学校のノートにあらわれるみたいな言葉が余分に始の方に書いてあるんです。だから規定の形態からいっても落第です。あれは法制局が関与しておるのか？ ああいう悪い法律だから法制局は関与してないでしょう。形式さえ間違がっ

ていよ。実に小学校の三年くらいの文章です。小学校の三年生は法律を知らないといわれるかも知れませんが、小学校三年生の頭脳だと言っているのではないのか。税制の方はどうなるのか。代議士にならないから反対出来ないんです。もうひとつ権利がある。僕はそういう人に投票しません。老人保健法に賛成の市会議員とか県会議員には投票しない。一票を清き一票をこうして投票出来る。たった一票でつまらぬといわれるかも知れない。しかし一票は、一票の力がある。一票は一〇票になり一〇〇票になり万票になると思います。選挙ということは専制政治よりもいいんですから、少なくともそれも自分の気持ちにあったように決行していきたい。文章で攻撃することと清き一票を投票することによって、悪法の改正をしたいと思います。

義 講 終 最

今国際化ということがさかんに言われています。中京大学の学長さんもお偉い方で、国際化ということを言われています。非常に結構なことで名古屋地区にも外人弁護士がアメリカから来ることになって、アメリカの弁護士が来るというので、今てんやわんやの大騒動で、規則をつくっております。東京で日弁連は、二四日今月の二四日その問題について、会議を開いて討論します。内心は来てもらいたくないけれども、来るのは仕方がなく、それでいかに弁護士会の中で位置づけるというわけです。日本人の口で賛成といって心は反対、建前と本音は違うというのはまさに、弁護士みたいな法律家でも同じなんです。それを二四日討議しようとしております。今盛んな、外弁問題というやつです。私はこう思っております。今アメリカの支店が東京に設けられ、それから名古屋にも設けられ、大阪に設けられ、それにつれて日本の企業はどうなる。アメリカの弁護士が向うの会社の仕事をやっている。会社の取締役は弁護士がやっているのが多い。日本企業がそういう人と交渉するとの確に適正に判断出来てまさに、仕事が円滑できて、国際化に応ぜられます。それから、向うの弁護士が来たら、今日本の弁護士がグズグズ言っているのが、自分の達の仕事にとられるということです。これは認識不足です。それは絶対にはないのです。向うから弁護士が来れば仕事

がそれだけ日本の弁護士も増える。一例をいいますと、高山という裁判所が岐阜県にあります。弁護士が一人でその時は事件がなくて弁護士さんを止めてしまおうかと思ったんです。ところが後で一人増えました。二人になったら向うが弁護士頼むならば、こちらも弁護士を頼むというわけで、両方とも事件が出来まして、食べてゆけるようになりました。一人弁護士が来れば、その人は何件か事件を持ってくるということを考えて、その相手がアメリカ人同志では出来ないわけで、何故かという日本の法律にくわしくない人が多いでしょうし、だから日本の法律について相談するといつので、仕事が増える。そして、法律的な基礎の上に企業提携が出来ればまさに、国際化の一翼を荷えると思います。アメリカのニューヨークにある弁護士が「今、世界は弁護士がよく協議して仲良くやっっていく」という。それに反し、「現に日本なんか今いったように表面は協力しているように見えて、内心は反対だから、なんだかに制限する規則、たとえばこういう仕事は出来ないとか、日本弁護士とアメリカ弁護士とが共同経営してはいけないとか、そういう規則を作る。だからなるだけやらさんようにして、だから上辺（うわべ）と税がちがう」というそうです。その通りで、あります。しかしそういうことでは日本の国際化は出来ない。日本の経済は、世界に発展していくと言われている。そのことを法律上してやることが出来ないんじゃないかと思ひます。日本経済が、世界に飛躍するためには、やはり、私の言葉でいえば、涉外弁護士、涉外弁護士が活躍することが円滑に行く道ではないかと思ひます。したがって、中京大学の国際化を唱えるのですから、この法学部から涉外弁護士が生まれ出ることを期待したいと思ひます。そして、日本の涉外弁護士は今咲き誇っている白い梅や、赤い梅と同じように世界の事を知っている上に、日本独特の味、日本の弁護士さんの独特の味を出す者でありたい。梅酒はうまい酒のひとつでありますし、梅干しひとつ食べれば、一日健康だといわれておる。そういう具合に日本の法律家は、世界法曹界の梅であるべきではないかと、きれいな花を咲かし楽しみを与え、実っては健康、すなわち、世界経済の健康に役立つようであるべきではない

最 終 講 義

かと、きれいな花を咲かし楽しみを与え、実っては健康、すなわち、ないかと思えます。だいぶ時間も立ちましたからこの程度で、(拍手)(拍手)どうも本当にありがとうございました。